

報 告 書

平成24年度 第1回伊賀市民美術展覧会運営委員会

- 日 時／ 平成24年4月18日(水) 午後1時30分～
- 場 所／ ハイピア伊賀 5F 学習室
- 協議者／ [絵画部門]上田保隆、小阪のり子 [彫塑工芸部門]稲田能文、谷本 景
[写真部門]城島正子、福井伸一 [書道部門]岡井房子、葛輪啓子
[企画課]藤山課長、福島主幹、西村

■協議内容／

協議事項

(1) 委員長、副委員長の選出について

- ・ 委員長と副委員長の互選
→福井伸一委員長、谷本景副委員長に決定
- ・ 委員長、副委員長あいさつ

(2) 第8回市展「いが」の事業計画について

- ・ 会場設定とスケジュールについて
- ・ 会場レイアウト案を配付、ハイピア内見学 (13:40～14:30)
- ・ 各部門の展示について検討
→【絵画】ギャラリー部分とホールの半分
【書道】ホールの半分
【彫塑工芸】学習室A B (彫刻の大物等はギャラリーへ展示)
【写真】学習室2 (スペースが足りない場合、招待作品を廊下へ)
- ・ スケジュールの検討

<意見>

- 天神祭にかぶせるスケジュールには反対。交通規制もあり駐車できないのは問題である。ハイピアの駐車場が有料だということも市展の主旨と異なる。
- 入場者を増やすという意味で天神祭の時期に開催してきた。違う時期にすると鑑賞者が減ると思う。
- 「祭りのついで」ではなく、芸術を鑑賞するつもりで来場してほしい。
- 県展のように開催時期がよく変わるのは良くない。変えるのならしばらくは同じ時期に開催すべき。
- 開場時間を1日だけ正午～午後7時に設定していたが、周知が行き届かずわかりにくい。勤めている人のことを考え全日7時までとしたい。
- 事務局提案のスケジュールより1日ずらし、審査日を月曜日に、表彰式を土曜日としたい。

→今年度は、ハイピアを会場とした場合、選挙などもあり事務局提案のスケジュールを変更しにくい。次年度以降で天神祭とずらしたスケジュールを実施してみたい。

→今年度の会期は10月23日～27日の5日間、午後7時までとする。

→<事務局より>昨年同様に、運営委員の皆さんには作品搬入、飾付業務にご協力いただきたい。

・作品募集要項について

- ・ 会場とスケジュールに沿って内容を検討
 - 【会場】 ハイトピア伊賀 5 F
 - 【会期】 10月23日（火）～27日（土）
 - 【開場時間】 午前10時～午後7時（27日は午後4時まで）
 - 【搬入】 10月14日（日）
 - 【審査】 10月15日（月）
 - 【表彰式】【講評会】 10月27日（土）
 - 【搬出】 10月27日（土）午後4時～午後8時
10月28日（日）午前10時～午後1時
（選外搬出日）10月19日（金）午前10時～正午
- ・ 写真部門の出品規定について
 - 昨年度の運営委員会で、パネル張りのみ受け付けるよう規定を変更するか協議したが、今年度の応募規定に「裏打ちのないものは出品できません」という注意文を入れることとしたい。また、表現を各部門で統一したい。
 - 出品規定の変更は以下のとおり。
 - 【絵画部門】「絵画・創作版画等」→「平面作品」
 - 「日本画・油彩画は、ガラスおよびアクリル付額縁は出品できません（ただし、水彩画・版画などを除く）」
 - 【彫塑工芸部門】 変更点なし
 - 【写真部門】「パネル張りまたは額装とする（ガラスおよびアクリル付額縁、裏打ちのないものは出品できません）」
 - 【書道部門】「ガラスおよびアクリルは出品できません（ただし篆刻を除く）」
- ・ ハイトピアの駐車場が有料であること、祭時期の交通規制のこと、開場時間が延長されたことを、募集要項・ポスター・広報・市HPなどで周知する。

・平成24年度審査員の推薦について

- ・ 伊賀市民美術展覧会審査員は、運営委員会よりご推薦いただくことと規定されている。各部門ともご本人のご内諾を得たうえで、ご推薦ください。提出は4月27日（木）までをお願いしたい。
- ・ 審査員定数：絵画・写真・書道部門：3名以内（市内審査員は1～2名）
- ・ 彫塑工芸部門：4名以内（市内審査員は1～2名）
- ・ 任期：委嘱した日から当該年度末まで。連続しての再任は2年まで。（歴代審査員名簿を確認いただく）

(3) 無鑑査について

→内規の無鑑査の基準を改める。

(無鑑査の基準)

第3条 無鑑査の対象となる者の基準は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

2 第1回伊賀市民美術展覧会から、同一部門で市長賞を3回以上受賞した者のうち、伊賀市民美術展覧会運営委員会において承認を受けた者とする。ただし、この内規の制定以前の、第1回から第3回までの彫塑部門及び工芸部門における市長賞受賞者は、第4回以降の彫塑工芸部門における市長賞受賞者と同様とみなす。

3 その他運営委員会が特に必要と認めた者。

改正

(無鑑査の基準)

第3条 無鑑査の対象となる者の基準は、次に掲げるいずれかに該当する者とする。

2 第1回伊賀市民美術展覧会から、同一部門において、市長賞を1回以上受賞した者で、市長賞、議長賞、教育委員会賞の3賞を4回以上受賞した者のうち、伊賀市民美術展覧会運営委員会において承認を受けた者とする。ただし、この内規の制定以前の、第1回から第3回までの彫塑部門及び工芸部門における3賞受賞者は、第4回以降の彫塑工芸部門における3賞受賞者と同様とみなす。

3 その他運営委員会が特に必要と認めた者。

→改正により、平成24年度より書道部門の稲森秀苑さん、村手紫映さんが無鑑査対象となる。

(3) その他

→第2回運営委員会は市展終了後、2～3月に開催

→<事務局より>作品搬入日と展示・飾付日にはまたご協力いただきたい。
事前に案内をさせていただく。